

令和 2 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和 2 年 8 月 4 日 (火) 13 時 00 分～14 時 30 分		
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3 名)	石塚孔信	竹中啓之 松枝千鶴 (敬称略)
	労側委員 (3 名)	喜納浩信	新内親典 日高実禎 (敬称略)
	使側委員 (3 名)	岩重昌勝	岩元義弘 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4 名)	田之上総括政策調整官	笹川労働基準部長 平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出		
	2 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて		
	3 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について		
	4 鹿児島県最低賃金の改正審議について		
	5 その他		
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿		
	2 令和 2 年度最低賃金基礎調査結果(労働者数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 令和 2 年度最低賃金基礎調査結果(事業所数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表		
	3 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて		
	4 県内景況		

○ 平松賃金室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中をご出席下さいまして、ありがとうございます。本日は、1 回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。それでは、1 回目の専門部会でございますので、笹川労働基準部長より、ご挨拶申し上げます。

○ 笹川労働基準部長

本年度第 1 回目の専門部会ということで、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中、鹿児島県最低賃金専門部会の委員にご就任くださり、厚く御礼申し上げます。本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げる次第でございます。ところで、県最賃の改正につきましては、7 月 7 日の第 1 回本審で局長より諮問をさせていただき、中央最低賃金審議会の目安答申も、既に 7 月 28 日の第 2 回本審で伝達をさせていただいたところでございます。今年は、新型コロナウイルス感染症が経済や雇用に与える影響をどう評価するかをはじめ、審議の論点が多くなるのではないかとお考えですが、委員の皆様には、中央最低賃金審議会の公益見解にありますとおり、地域の経済雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、ご審議をしていただきますようお願い申し上げます。今年も暑い最中にご議論をいただくことになり、ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんけれども、これまで

同様に今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 平松賃金室長

まず、議事に先立ちまして、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思います。最低賃金法第25条第4項により準用致します同法第24条第2項の規定によりまして、部会長及び部会長代理は、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」となっております。鹿児島では慣例によりまして、公益委員の皆様より候補者をご推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法をとっておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 松枝委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員を候補者として推薦します。以上でございます。

○ 平松賃金室長

ただ今公益委員の松枝委員から、部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員を推薦するという旨のご報告をいただきました。そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今のご推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員と決定させていただきます。それでは、石塚部会長にご挨拶をいただきまして、今後の議事進行をお願いいたします。

○ 石塚部会長

皆さんこんにちは。ただ今、部会長に推薦されました石塚です。今日から短期間で、本年度の鹿児島県最低賃金の実質的な審議に入ることになります。今年は、コロナウイルスの影響で、今まで経験しなかったような状況が世の中で蔓延している中、経済的にも非常に大変な状況になってきています。こうした中、なかなか難しい部分もあると思いますけれども、例年のように、労使双方の建設的なご意見を賜りながら、最適な最低賃金を決めていければいいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。それでは、ただ今より、令和2年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、本専門部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項に定足数の規定がございます。本日は、専門部会の9名の委員全員がご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますので、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、審議を開始します。その前に、事務局の方から確認事項につきまして、説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

7月7日の第1回本審終了後に、最賃法第25条第5項による意見聴取の申し出について公示を行いました。これに対して7月21日に鹿児島県労働組合総連合から意見の申し出がありました。この申し出については、第2回本審で、資料8としてご説明したとおりでございます。申し出の内容は、例年どおり、鹿児島地方最低賃金審議会のすべての審議の公開を求めること、意見陳述の機会を与えてほしいとのこと。この申し出のうち、まず、専門部会の公開の取り扱いにつきましては、本日の第1回専門部会以降の審議の公開・非公開については、鹿児島県最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条により非公開とするという取扱いでどうかということでございます。意見陳述の取り扱いにつきましては、後ほど、ご審議いただきたいと思います。

○ 石塚部会長

ただ今の事務局からの説明によりますと、県労連から申し出のあった事項の内、専門部会の公開につきましては、本日の第1回以降の県最低賃金専門部会につきましては、運営規定どおり非公開としてはどうかということですが、この取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、第1回専門部会以降の専門部会は非公開にしたいと思います。それでは、これから、審議を開始します。まず、議題1の「最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて」です。これについて、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

○ 平松賃金室長

第2回本審でご説明いたしましたとおり、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見を聞くこととなっております。先ほど申し上げましたとおり、鹿児島県労働組合総連合から要請書が提出され、意見陳述の機会を、委員選出団体以外にも与えていただきたいという要望が記載されております。この取扱いにつきましては、第2回本審でご説明いたしましたとおり、これまでと同様に、意見陳述の取扱いは、正式には専門部会で審議して決定することになりますが、大枠としては複数名でも可とするけれども時間は10分以内ということ、第2回本審の中でご了承いただいております。今後の日程も集中

してまいりますので、第2回本審での説明のとおり、本日、金額審議に入る前に、時間は10分以内で、意見陳述を受けることとしてよろしいでしょうか、改めてお諮りいたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局の方から、意見聴取の公示に対して参考資料のとおり要請書が提出されたので、その取扱いについて、第2回本審で了承されたとおり、これまでと同様に取り扱うことを、専門部会として正式に決めてほしいという提案がなされました。この点について、改めて各側のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございました。労使各側とも、昨年と同様に、意見陳述は複数名でも可とするが、複数名でも時間は10分以内で行うということとします。それでは意見陳述を受けたいと思いますので、陳述者を入室させてください。

〈陳述者入室〉

○ 石塚部会長

ただ今から、最賃法25条に基づき、関係労働者の意見陳述を受けたいと思います。本日は、鹿児島県労働組合総連合事務局長有水千尋氏に来てもらっています。それでは、よろしくお願いたします。

○ 有水千尋氏

鹿児島県最低賃金審議会専門部会での意見陳述を今年もさせていただきありがとうございます。また皆様が、日頃より労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。わたくしは、鹿児島県労連を代表して意見を述べさせていただきます。

さて、ご承知のように、中央最低賃金審議会は、2020年度の最低賃金について、現行水準の維持が適当とする答申を出しました。引き上げの目安額も示しませんでした。引き上げ凍結を求めた使用者側の主張を全面的に受け入れた結論であり、私たちは到底容認できません。また、地方最低賃金審議会での審議に際し、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望することを付記しました。今回の改定では、昨年10月の消費税増税に加えて、コロナ危機から労働者の生活を守ることが問われています。凍結はこれに応えたものではありません。

コロナ禍で社会を支えるエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の多くが低賃金の非正規労働者が数多く含まれています。医療・福祉などのエッセンシャルワーカーや、感染拡大でも休めない小売・飲食・サービス業の労働者が低賃金であることです。労働政策研究・研修機構の集計では、卸・小売業22.7%、宿泊業・飲食サービス業で39.9%、医療・福祉で6.6%の労働者が最低賃金に近い賃金水準です。先日、私達の加盟組織での労働相談で来られた方の賃金をお尋ねしたら、ある介護施設の賃金は、手当込みで14万8千円、時給換算860円というものでした。手取りで12万円ありません。

また、日本医労連の調査でも、例えば医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数います。非常に低い賃金水準に抑えられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

コロナ禍で懸命に社会を支えてきた人たちが希望を持ち安心して暮らせるために大幅アップに踏み切るべきです。また低賃金労働者の72.6%は女性です。最低賃金アップは、ジェンダー平等を促進するうえでも重要課題です。

次に全国一律最低賃金制を求める声が広がっています。自民党内に全国一律制の確立を求める議員連盟が昨年誕生するなど与野党を超えた動きとなっています。昨年は鹿児島県の調査内容も報告させていただきましたが、各地でさらに調査を進めてまいりました。生計費に地域間格差がないことが、さらに明らかになっています。生計費を時給換算すれば、全国どの地域でも約1,500~1,600円です。世界で当たり前前の全国一律制を導入しない理由はありません。地域格差を縮小し、若者の県外流出を食い止めて頂きたいと思います。

最低賃金は現在、1,000円台は東京と神奈川だけで、加重平均の900円を超える県もわずか7県、鹿児島を含む15県が未だに790円です。最高の東京でも週休2日で1日8時間働いても年収約210万円にしかなりません。国際的にみて日本はあまりに低水準です。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、医療用マスクは1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを使っている、家庭用ゴム手袋を片手ずつ使っているという声も届いています。今でも不十分なPPEと人員不足により医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくない状態です。慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきた日常に、新型コロナ対応という有事が降りかかり、伸びきったゴムが切れる寸前の状態に置かれ、私、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師辞めようと思っていますとの声を複数聞きました。

全国各地で再びコロナ感染が広がる中で、医療崩壊の危機も近づいています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難と言わなければなりません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

最低賃金引き上げには、中小企業支援策の抜本的強化が不可欠です。中小企業の賃上げ支援の国の予算を1,000倍の7,000億円に増額し、社会保険料の事業主負担分を減免するなどして賃上げを応援する施策が求められます。中小企業への国の支援なくして最賃の引き上げは困難です。世界の多くの国では当たり前のこととして支援しながら最賃を引き上げています。このこともぜひ国に対して声を上げてほしいと思います。

最後に中賃が目安を示せなかったのは2009年リーマンショックの時でした。しかし、あの時でも鹿児島では、地域格差是正のために引き上げを実施しました。今年改定できなければ、鹿児島県は最下位を続けることとなります。

皆さんのご議論でぜひともゼロではなく引き上げを決めていただきたいと思います。コロナ禍で必死に働く労働者の生活を守ること、その後の経済を支える消費を拡大していくためにも引き上げが重要です。

以上、陳述を終わります。ありがとうございました。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今の意見につきましては、労働者側の意見として、今後の改正審議の参考にしていきたいと思います。それでは、退席をお願いします。

〈陳述者退席〉

○ 石塚部会長

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は、「鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について」です。このことにつきましては、7月7日の第1回本審で協議済みですが、再度、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○ 壺屋賃金室長補佐

第2回専門部会から第5回専門部会の開催日時につきましては、第1回本審におきまして、ご説明しましたとおり、第2回専門部会は8月5日（水）午前10時、第3回専門部会は8月7日（金）午前10時、第4回専門部会は8月11日（火）午後1時30分、第5回専門部会は8月12日（水）午前10時からそれぞれ開催させていただくことをご了承いただければと思っております。

○ 石塚部会長

ただ今事務局の方から、第2回専門部会から第5回までの開催日について、改めて説明がございましたが、この日程でよろしいですか。

（異議なし）

○ 石塚部会長

それでは、事務局が説明した日程で、開催したいと思います。次に、議題3の「鹿児島県最低賃金の改正審議について」ですが、審議に入る前に、本日資料がございますので、事務局より説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

資料2、資料4につきまして簡単に説明させていただきます。資料2は、今年度の最低賃金基礎調査の結果表です。7月31日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて1円ピッチで分析を行い、労働者数で復元した結果表と事業所数で復元した結果表の2種類を作成しました。いずれも、1枚目の結果表は2枚目の全労働者の総括表を基に作成したものでございます。また、1枚目の結果表は引上額に対応した引上げ後の最低賃金額と引上率、そして影響率の関係をまとめたものでございます。2枚目は全労働者の総括表、3枚目は一般労働者のみの総括表、4枚目はパート労働者のみ

の総括表になります。今年度の未満率は、労働者数復元で1.27%、事業所数復元で1.30%となっております。昨年度の未満率は、労働者数復元で0.48%、事業所数復元で0.44%となっております。資料4は、九州経済研究所が、7月31日に発表しました県内景況でございます。その他としまして、他局の審議状況について情報提供いたします。現時点で把握しておりますのは、Dランクでは、島根局が2円引き上げで結審しております。Cランクでは、福岡局と宮城局が、どちらも1円引上げで結審しております。

○ 石塚部会長

ただ今のご説明につきまして、皆様の方から何かご質問はありませんか。

(質問なし)

○ 石塚部会長

それでは、3番目の議題の「鹿児島県最低賃金の改正審議」に入ります。今年は既に目安について伝達されております。本年度の鹿児島県最低賃金の改正にあたって、労使各側のご意見・主張をお伺いしたいと思います。それではまず、労働者側からお願いします。

○ 新内委員

今年の改正審議について労働者側の基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。お手元に資料があると思います。基本的な考え方は、これまでと変わっておりません。我々は、最低賃金は生活できる水準にあるべきだということで、これまで政労使会議等踏まえた上で、水準論議を深めることを主張してきておりました。その上で水準として現在の790円、全国加重平均901円です。これを出来るだけ早期に1,000円を達成する。その上で、鹿児島でも1,000円を目指していくべきだと、そこで初めて一定程度生活できる水準に到達するのではないかと考えております。

それから2点目は、これもこれまでどおり主張していることですが、最賃法1条をきっちり理解したうえで、それに基づいて議論をしていただきたいと思います。賃金が低廉な労働者についてきっちりと補償していくことが最賃法の趣旨ですから、それを踏まえた上で、今年の議論をしていただきたいと思います。現在の最低賃金については790円、そこにありますようにワーキングプアのところに遥かに届いていない金額であります。貧困層を上回っていますが、これだけ働いても貧困層ぎりぎりということが、本当に良いことなのかどうかを考えていただきたいと思います。ただ、直近のデータでいきますと、国民生活基礎調査の2019年のデータを見ますと、ひとり親世帯の貧困率が若干ではありますけれども、この3年間で改善している。2016年調査の50.8%から2019年調査の48.1%へと2.7%改善している。いろんな経済情勢から見るとそれなりの結果が出ていると思います。それにはいろいろな事情があるのでしょうけれども、ここ数年使用者側委員の理解もいただいた上で最低賃金が大幅に引き上げられた。これは水準自体が引き上げられたと私達は理解しております。そういうものも影響していると考えております。

3点目は、今年は、これまで通り3要素を考慮した審議をするべきだと思っておりますが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大について考慮をしない訳にはいかないと思います。後ほど、目安について若干触れさせていただきますけれども、ただこれについては、業種、地域によって大きな影響の差があります。それをどう判断していくのかということになりますと、やはり出来るだけ具

体的なデータを基にして鹿児島状況を見極めていくことが大事です。特に今年については大事になってくるのではないかと考えております。

日銀鹿児島支店の7月の発表を見ると、厳しい経済状況ではありますが、ただ個人消費は総じて持ち直しつつあるとあります。観光は厳しいという状況です。2ページ目、業況DIについて、大きく落ち込んでいます。九州経済研究所のデータを見ると、前年と比べて使用者の皆さんの感じている状況というものだいが悪化していると思っております。それから、コロナの関係でテレビのニュースでも散々出ていると思いますが、宿泊業の宿泊者数は極端に落ち込んでいます。3月は前年同月比で44.1%減少、半分お客さんが消えた、そして5月は74.7%減少とデータ的にはなっております。小売業は逆に増えています。商業動態調査でみますと、百貨店・スーパーは、昨年を上回っています。3月から5月は、極端に売上げが増えている状況です。九州のDランクの平均よりは低いですが、ドラッグストアも売上げが増えています。鹿児島でも、売上げが増加している業種が混在しているという状況にあるということです。有効求人倍率は6月が1.08倍です。去年の審議の時までは基本的に有効求人倍率は上がっていたものが下がってきています。他県の状況でいきますと、沖縄とか1倍を切っている状況にもあります。

そして、コロナ禍では企業も悪い影響を受けていますが、そこで働く労働者にも大きな影響が出ています。先ほど全労連の方が言われたことと重複しますが、私達連合の労働相談のなかでもいろんな相談がありました。一部ですけれどもそこにありますように、「学校の一斉休業に伴い、子供が小さいために休まざるを得なかったことが、会社は休業の手続、雇調金の手続もとってくれなかった」、「これまでパート・契約社員には有給は無いということで、会社は有給申請を却下し続けていたけれども、今度コロナの為に休業になったら、急に有給を使いなさいと言われた」、「休業手当が出ないと、これもパートの方ですけれども、パートは休業手当は出ないんだよ、正社員だけだよと言われた」、「職場で使うマスク、会社で用意してくれない、自分で準備しなさいよ」というようなこと、「リモートワークは正社員だけです、それでパート・契約・派遣の方は強要されている」ということ。それから、多くのところで、特に小売業の関係ですけれども、「感染が怖いということで、特に小売業の場合には、対面販売というところで、ひとつの鉄則がある。そして、怖いということで辞めた人が出た、それで職場の人数が減ったうえで、これまでほとんど行われていなかった消毒作業等で業務量が増えた、ただ今年はコロナで賃上げはない」と言われた。あるいは「清掃業の人ですけれども、ホテルでベッドメイクの仕事をしていますけれども、客室の稼働率が減ったということで、労働時間が少なくなったということで賃金が減った」と。やはり感染に怯えながら一生懸命働いている。この会社は最賃で契約しているので、最賃が上がったら賃金も上がるということですね。だから是非、最賃を上げてほしいという声ということです。先ほど言いましたところで、休業関係については、相談があったところについては、可能な限り本人の方から希望があれば、そこにも組合がありますので、入ってもらった上で交渉をします。休業の手続きをとってくれない場合は、私達はせめて法的に決まっている60%を払ってほしいというように交渉をもっていきます。その場でいやもう全部払いますとの回答があったこともあります。

それから、近々の状況ですけれども、今年は残念ながら鹿児島県が賃上げの調査をしませんと、電話でお聞きしました。そのように答えられましたので、県雇用労政課の情報はありませんが、私達のところでは、地場組合で4,117円、率で1.87%となっています。それから、中小は4,313円ということで、規模計よりも若干高いが、今年の賃金引上げは2019年よりも下回っているということになります。一方、アルバイトの状況をみますと、株式会社マイナビの採用時の平均賃金ということ

で、6月は897円、昨年の6月より1円ですが下回っているという状況で、これまで毎月毎月上がってきましたが、特に3月以降、若干アルバイトの求人についての風向きが変わってきています。4番目は高卒初任給について、初任給は男性が17万円、女性が164,000円で、それぞれ2019年3月よりも3,000円、女性でいえば4,000円で増加をしているという状況になっております。

目安に対する受け止めですが、今回久しぶりに、リーマン以降初めてですけれども、中賃が目安を示すことが困難である、現行水準を維持することが適当である、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることが希望というのが公益の見解であります。ご存じだと思いますが、先週からほぼすべての県で審議が始まっておりますが、いくつかのところで公益委員から、目安を示すことが困難ということはゼロではないかという意見を出されたところがあると聞いております。ただ、それは全国で1、2県、あとは、これは示すことが困難という理由は、先ほど言いましたコロナウイルスの影響は業種や地域によって非常に大きな違いがあるということで、一律的にランク毎に示すことができなかったということであって、ゼロではないと、中賃はゼロとは言っていない、凍結ということも言っていないということです。やはり今年は特に初めて地域間格差の縮小という問題が、中賃の中で公益見解にも入ってきていますので、そういうことも含めた上で、議論をしていきたいと思っております。

例年ですと、ここで終わりですけど、明日が10月1日発効の最後の期日になりますので、労側としては、これまでどおり明日までに決めるというのが基本的なスタンスでありますので、第1回目で異例ではありますが、金額改定についての考え方をお示しさせていただきたいと思っております。金額改定は、これまでやはり我々が大事にしてきました水準としての1,000円ということを考えて上で、全国平均901円と1,000円との差が現行で99円あります。全国平均で1,000円に達するためには、他県が頑張ればよいということではなくて、格差縮小を含め少なくとも現在の格差を広げないという意味で、この99円を鹿児島でも3年で解消していくためには33円ということであります。それと、コロナがなければここ数年目安賃金として3%程度の引き上げがありましたので、前年度の考え方について24円程度がひとつあります。それから、これまでの政労使会議等でも議論されたあるべき水準としての高卒初任給との均等ということで考えてみますと、均等と均衡というふうに明確にはなっていたと思っておりますが、高卒初任給の80%水準を目安にしていくということで行くと、170,000円、164,000円をそれぞれ時間給に引き直し、その8割に到達する。それを3年くらいかけてかけてとなりますと31円と20円になります。ここの154.4というのは、記載のとおり、毎勤統計の2019年平均からとったものであります。それから、賃金改定状況調査第4表の数字を見てみますと、Dランクの比較では、一般パートで11円、率で8円という金額が出てきます。それぞれ4ページ目の方には一般パートの男性、一般パートの女性、一般労働者、パート労働者の金額をそれぞれ出すと、一般パートの男性だと10円、6円、一般パートの女性だと13円、10円、一般労働者だと12円、8円、パート労働者だと10円、8円と、賃金改定状況調査第4表も上がっている。そういう金額が今年は変わったということでもあります。それから、先ほど言いました、我々の2020春季生活闘争4,117円というのを、時間額を出してみると27円、率の1.80%で出してみると15円、更には300人未満の中小企業で出すと28円と15円となってきます。それで、労働者の賃金及び通常の賃金支払能力、これまでの成長力底上げ戦略推進円卓会議や雇用戦略対話での政労使合意や働き方改革実行計画等を総合的に含めて、私どもとしては、中賃の公益見解、コロナウイルスの影響等出来るだけ検討したうえで10円ということですので今年は引上げをお願いしたいと思います。これまでと

は大きく違う数字をお示ししておりますので、ぜひこれを契機に議論をしていくようお願いしたいと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

はい。どうもありがとうございました。ただいま労側の方から、今年度の改正審議に当たっての考え方をいくつかにわたって説明していただき、今年は、最後に金額提示まで第1回目で行っていたということになります。基本的なスタンスについては、例年と同じということで、中期的には1,000円目指していくということですが、基本的には今回のコロナ禍でそれを考慮するという必要もあるだろうということですね。そして、後は具体的なデータで、旅行関係、宿泊関係については非常に厳しい状況だけれども、小売業についてはむしろ昨年同時期よりも増えている部分があるということ。業種によってばらつきもあるのではないかと。労働について、連合に出されているいろんな相談の中で、最低賃金で働いている部分の人達については、最低賃金が上がることによって賃金が上がる。逆に言えば、上がらなければ賃金も上がらないという意見があるということですね。そういった状況をいろいろ鑑みたところ、最終的には今年度については、金額の提示までしていただいて、10円の引上げを求めますと、そういったご意見でした。今の労側のご主張につきまして、何か質問あるいはご意見等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚部会長

それでは、また後ほどお聞きします。続きまして使用者側の方からお願いしたいと思います。

○ 濱上委員

使用者側は、結論から言ってまだ水準うんぬんということではなくて、基本的な見解ということで、述べさせていただきます。まず1枚目ですけれども、県内企業を取り巻く状況です。これは先ほどから出ておりますけれども、コロナウイルス感染拡大によって、これまでに経験したことのない危機的な状況に直面していると思っております。新型コロナウイルスだけが目立ちますが、実は去年10月の消費税アップから、景気悪化の影響は受けてきております。特に零細企業の皆さん方は、これを機に廃業しようと、まだちょっと元気うちにやめようというような声も多々聞いております。それから飛びますけれども、ご存じのように鹿児島では何カ所かでクラスターが発生しております。特に天文館地区で規模が最大のもので起きております。影響も甚大でございます。昨日現在で256人のようですが、これ以上拡大させないという面で、経済にも深刻な影響が続いている状況であります。それから、そういった状況であっても鹿児島は秋に国体があるからそこで何とかという思いも皆さんあったんですけれども、これまた延期となってしまったということで、とりわけすべての業種ではないですけれども、飲食業、宿泊業、小売業、イベント関連の企業にとっては大変なショックを受けていらっしゃる。イベント関係の方もお話をしましたけれども、もうゼロだというようなことですね、悲痛な叫びという表現がぴったりでございます。いろいろな景況調査等にも見て取れます。次回は、中小企業団体中央会や商工会などの景況調査もお示ししたいと思います。それから雇用面ですね。先月31日でしたか、労働局が発表された解雇や雇止めの見込みも含めて452人という数字、これをどうみるのか。本当に何とかぎりぎり皆さんがんばっていると

いうイメージでございますが、今後、長引けばどのような雇用情勢になっていくのか、非常に気になります。当初は年内ぐらいにはという思いもあったんですけども、このように長引いていきますと、景気回復はほぼ今年度中は無理のような気がいたしております。

それから2枚目です。今年度の審議に臨む基本認識ということでございます。今回は、中小企業・小規模事業者からは「最低賃金を引き下げてほしい」と、これは鹿児島だけではなくて、全国的にもそんな声があると聞きます。各種支援金等も受けながら、なんとか持ちこたえているということでございますので、ここで最低賃金の更なるアップとかいうことになると、窮地に追い込むということになろうかと思えます。それから、今年度、安倍総理も「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」というような考えをお示しされているようでございますけれども、これについては、使用者側は「賛同する」ということでございます。このような考えのもと、まずは、事業の継続、それから雇用の維持というのが第一であるということで、今年度の審議に臨みたいということを考えております。

それから、今年度の引き上げについて、鹿児島ではこの3年間で76円引き上げられて正直苦しんでいる。それから、2019年度の影響率が12.6%と非常に高い水準にも達しております。それから、人口5,000人の与論島でも50人近い感染者が出るというクラスターが発生しております。飲食業、宿泊業は経済がストップしております。正直ここで賃金を引き上げるというイメージがなかなか湧きません。中賃に関しては目安が示されなかったのは残念なことではありますけれども、中賃の答申の中では、使用者側が強く主張しておりました据え置き・凍結を受けた形で、「現行水準を維持することが適当である」という文言がございました。この点については、適切な判断で、評価すべきと考えております。私どもは、こういった考え方で、このとりまとめを尊重すべきであると考えておりますので、そういった方向で今後審議していきたいと思っております。今日の段階では、具体的な金額の提示はしませんけれども、私どもは、あくまでも、据え置き・凍結ということを強く主張するというところでございます。

○ 石塚部会長

はい。どうもありがとうございました。使側の方からは、コロナウイルスの蔓延によって、非常に危機的な状況になっていると。それだけではなくて、それ以前の消費税増税の影響が出ていたところ、このコロナウイルスの影響というのがもろに被ってきて、中小企業は非常に苦しい状況になっているということですね。それから、鹿児島においては、国体があるということで期待されていた訳ですけども、それも延期になったことで、地元の企業にとっては非常に影響が大きい。そういった状況の中で、なかなか中小企業においては、事業の継続や雇用の維持というものをどうするかということで、精一杯になって、最低賃金を上げる余力はあまりないという状況であると。そのような中で、どのようにしていくかという具体的な金額まではまだ提示されていませんけれども、現状についてはそういう見方をしているということでした。

今、労側と使側の方からそれぞれご意見、それから主張をいただきました。労側の方からは、金額まで提示していただいた訳ですが、それぞれの側に対して、何かここでご意見やご質問をうかがいたいと思いますけれども。どちらからでもいいです。

○ 新内委員

今、使用者側から見解が示されましたけれども、その中でコロナの関係で、解雇、雇い止め 452 人ということで、これも私達も目にして、これがどういう意味なのかなと。まだ理解が出来ていないところです。それで、通常考えると、解雇の理由に離職票にそこまで書いてあるのか、コロナの影響でこの 452 人というのが、どういう結果で出てきた数字なのか。これは厚労省が示した数字ですよね。その根拠を教えてくださいませんか。

○ 田之上総括政策調査官

解雇、雇い止めについて、出所というのは、公共職業安定所、ハローワークでの数字と承知をしております。この 452 人の数字は、ハローワークの方で把握した数字ということです。これが全体を表しているかどうかと言われると、そこは明確に答えていかないといけません。労働局として、ハローワークの方で把握した数字は、この数字ということでご理解していただければよろしいと考えております。

○ 新内委員

452 人は多いようで少ないような数字ですけど、その出どころ、例えば、離職の理由がそこまで詳しく書いてあるのかというようなことも含めて調べておいてもらえませんか。ただ、ハローワークの数字で把握していると言われても、それをどのように我々が受け止めていいのかわからないものですから。

○ 田之上総括政策調査官

明日の第 2 回目の専門部会において、職業安定部と調整して、事務局の方からお答えさせていただきたいと思います。

○ 石塚部会長

ハローワークでコロナウイルス感染症に関連する解雇雇い止めですよという何か数字自体があるのですか。

○ 田之上総括政策調査官

これは私のイメージですけども、窓口においてそこで本当にコロナを主な理由として解雇されたのかどうか、いわゆるそのいろんな複合的な事情が絡んでおりますので、私のほうでは今、分からないところです。申し訳ございませんが、明日お答えさせていただければと思います。

○ 日高委員

解雇の関係にも影響するのですが、昨日帝国データバンクが発表したところを見ますと、県内でコロナの影響による倒産は 2 件と聞いております。全国的な数字を見ても、東京都心部を中心に偏りがあると思っておりますが、労働局の方で、コロナに伴う倒産件数について把握はされているのでしょうか。具体的な件数があれば、教えてくださいませんか。

○ 笹川労働基準部長

我々もコロナの影響による倒産については、東京商工リサーチとか帝国データバンクの情報をもって把握しているところですので、あれ以上の情報というのはありません。今、正確に最新の倒産件数は何件というのは忘れましたが、3件か4件くらいだったと記憶しております。また明日、詳しい資料をお持ちいたします。

○ 石塚部会長

ほかに何かございませんか。

○ 岩重委員

2点。まずは労働局にお尋ねするべきかどうか分かりませんが、分かれば調査をして教えていただきたい。事情があつて。過去3年ないし4年、現政権によってインフレ対策で3%目標で、それを基に我々の議論も基本的に第4表の数字を乗り越えて議論してきました。それで、先ほど新内委員の方からも我々のいろんなご理解もいただいてということで、何とか妥結してきた訳ですが、その結果政府が求めた、また我々もそれに期待を込めて、こうした最低賃金の底上げ、こういったものがその効果に見合ったのか否か、そしてインフレはどれだけの水準で上がってきたのか、もし分かる資料があれば調べて教えていただきたいというのがひとつです。分からなかったら分からなかったで結構です。我々の経済団体の方も分かるところがあれば探してみようかと思ひます。

それがひとつと、あとは、日高委員の方から出ましたけれども、このコロナによる企業の倒産です。まだまだこれからだと思ひます。それで、今いろいろと政府もいろんな面で支援措置をしていただいております。後から後から出てきている。語弊のある言い方で恐縮ですけど、本来はとうに息切れしていたであろう企業も何とかこの機に及んで延命になっている状況で、それでもなおかつ倒産の不幸な状態になったような、経営者として心が折れた、このまま行ったところで今までの既存の債務にまた改めて政府からのいろんな助成等々の無利子であっても借金は借金ですから、今までの既存債務だけでもしんどかったのに、今こういう状況だからということでまた新たな借金をのせてそれだけのものを背負って、返していけるかと考えたときに、もうそれよりも今のうちに手を挙げようというところだと思ひます。しかし、今後以降、先程私どもの委員の濱上委員が言いましたように、これから先々将来の姿というのが今のところまだ見えないものですから、我々使用者側も、ここで、公益、そして今度は労側、皆様方といろいろ議論して、じゃあ、これだけのせよということは何日間かけて答えが出せるのかと。いろんな指標が今年の4月から6月までの第1四半期のものがこれから段々と出てくると思ひますけど、1月から3月まで、4月から6月まで、それでどんどん状況が変わってきますので、非常に議論としてもものが言えない。しかし、先ほど部会長がおっしゃいましたけど我々使用者側として本日の望む姿勢としたら金額云々具体的に仰らなかったということですが、我々は回答として0円です。これが私どものスタンスです。それを今日申し上げたいということで、あとまた皆様方とこれから議論になって、先ほどわたくしが投げかけた質問等に関して、またいろいろとご議論いただければと思ひますけど、色々と複雑な心境で特に臨んでいるということをお知らせいたします。

○ 石塚委員

どうもありがとうございます。ただいまのご意見は、ひとつは、簡単に言えば、これまで最賃が3%の割合でだんだん上がっていった。その最賃の底上げが、経済状況にどういう影響、ポジティブ

な影響があるはずだということで上がっている訳ですけども、それが具体的にどういう影響が出ているのかといったことが、データとしてあれば教えてほしいということですね。それからもうひとつは、コロナによる企業の倒産というのが、先ほど帝国データバンクのデータでは2件ということでしたけど、いろんな支援措置が取られていて、何とか保っている企業もあるだろうと。だけど、息切れしてしまうとそれが倒産に結びついてしまうと。それがどうなるかというのが、なかなか見えにくい。将来の予測というのが、なかなか立てにくいところで、さてどうしたものかというところで、使用者側の方としては非常に悩ましいところだということですね。それで、今のところは、使用者側としては明確にはおっしゃらなかったけれど、ゼロベースで考えているという理解でよろしいでしょうか。

○ 濱上委員

さきほど金額はということで、私もはっきりは申し上げなかったのですが、今は0円ということで、結構だと思います。さすがに、マイナス額はしません。

○ 石塚委員

はい。そういうことで、一つは事務局の方にどのくらい分かるかわかりませんが、宿題をやっていただいて。もう一つはゼロベースであることが今お話しされました。何かほかにございませんでしょうか。

○ 喜納委員

いろいろ倒産なり、営業譲渡の厳しさの話が出ました。当方も、製造業から、飲食サービス、いろんな多岐にわたる組合で、事業所が600から700ありますけれども、その1事業所がコロナではないですけども、事業所の閉鎖をしました。実はもともと業績が悪かったんで。コロナの中でも業績悪化というのは、非常に業種によって大きな差があると思っておりますし、この1事業所についても、僕らから言わせればコロナを借りているにすぎず、もともと業績が悪かった経営上の自然淘汰だと思っております。そういうことで、1つ閉まりましたので、直接的に言えるかなと言うのは、まだ疑問を持っていますけれど、最後に正社員は、九州全土に事業所があるから、異動して雇用を全部守って、パートさんも25~26名いらっしゃいましたけれども、一人を除いてすぐ再就職が決まりました。

だから、マッチングの中で、決してさっき400名ちょっとのコロナ関係の離職があると出ましたけれど、決して人手不足感は業種全体で、鹿児島なんかは解消されて、今回のコロナによる離職、それが大きな経済的なコロナ禍という問題につながらないと思っています。もともとは、人手不足で、その中には過去から言われている県外への就職者の方が多い点もあるのだろうと。

今回、もしゼロということであれば、非常に労側の落胆は大きいと思っております。過去マイナスのお話しも出ましたけれども、経済のGDPの生産性の拡大、物価上昇、それに見合う賃上げを、正社員、パートもしてこなかったんで、こういう格差が生まれていますし、鹿児島の経済の実力からして、決して901円、全国生産26番目ぐらいの生産力を持つ鹿児島が、このままの790円の最下位でいいとは、私は全然思っておりません。よく働く、それから全国の中でも長時間労働している鹿児島の労働者の方に報いるためにも、僕らは800円が最低限だと思って、今回本来なら水準維持というのは、これまでに上げてきた引上げの水準を維持するというように労側は見ています。

10円についても低い水準だと、引上げの金額としては、私はそう思っていますけど、委員の中でコロナの今の状況を見た中では考慮せざるを得ないというのは、まったく認めない訳ではありませんが、10円というのは、それ以上でもない、それ以下でもないとは私は思って今回この提示をさせていただきました。

そういう中で、また皆さんとお話しができればと思います。よろしくお願いします。

○ 新内委員

これまでもなかなか理解できなかつたのですが、雇用と最賃の引き上げは相反するものではなくて、両方同時にやっついていかないといけない。特に私達の労側からすれば、雇用というのは一番大事ですが、最賃をある程度上げることが、本当に鹿児島県の経済で雇用が失われるような事態になっていくのかというのは、ここ数年の上げ幅からしても一切分からない。

それと、今年も厳しいと言われながら、パートタイムの募集賃金は、鹿児島が去年の平均929円だったものが、直近の5月は957円まで上がっている。求人当たりの募集賃金の下限額が去年の平均887円が一番低いところの平均でも909円と上がっている。人を募集される時には最賃をはるかに超える金額で募集をされる。だけど、片方では最賃を上げたら、潰れる潰れるというように仰るわけです。

そして、去年も一昨年大幅に上がった時も含めて、使用者側が何と仰っていたかという、最賃を上げたら小さな会社が潰れてしまうよとずっと仰っている。そこについて、何らかの私たちが納得出来るような根拠を是非教えていただきたいと思っているんですよね。募集賃金の下限額を超えるようなところまで、引き上げろと言うのであれば、それは無理だと仰るのは、私たちは理解できます。ただ片方では繰り返しになるけれど、人は高い金額で募集して、今働いている人は、悪い言い方でごめんなさいね、ビター文上げないよというのは、労働者として私は全く理解ができません。是非、理解が出来るように教えていただければと思います。

○ 濱上委員

そういう具体的なデータというのは持ち合わせておりませんが、今回は特に業種によって差があるように感じます。我々も話を聞いて、「新型コロナの影響どうですか」と聞くと、「それほどでもないよ」という業種もあるので、よく分かっております。但し、影響を受けたところは、仕事そのものが無くなっている、事業活動そのものが出来てない訳です。もうゼロなんです。そういったところ、それといつも言うんですけれども地域間格差、鹿児島市内だけを見れば、なかなか大きな都市で経済も回っているように見えるんですけれども、やはり一歩外に行くと、あるいは地方、離島に行くと、やはりあのお弁当屋さんであるとか仕出し屋さんとか、そういったところは、本当に1円、2円と仰るけれども、1円上がるととてもじゃないがやっついていけない、というような声があるのは確かです。

けれどそういった最低賃金というのは、罰則規定を伴うもので、広く全てにおいて適用されるものですから、ぎりぎりの経営をしているところにも強い影響を与えるものです。景況感のデータを明日お示ししますけれども、状況は非常に厳しいままなんです。だから、そういったデータに出こない何人かで細々と雇って経営してらっしゃる零細企業の皆さんの姿も見えるものですから、例えば今回の与論島、ああいうイメージをした時に、本当に大丈夫なのかな、そういったところは生産性がないから無くなっても良いと言われてしまえば終わりなんですけれども。

最近では、最賃を上げたほうが良いという本なんかを見ると、日本は中小企業の数が多すぎるのか、そういったところをもっと淘汰すべきだみたいな乱暴な意見もありますけれども、現実には事業をしている方々がいる中で、私どもは、そういった立場はとれません。

○ 石塚部会長

具体的に最賃の引上げと雇用の問題というのは、なかなかデータでは見えにくいところであると、今なかなか我々も現場をずっと見ている訳ではないので、分かりにくいところもあると。ただ、そういうことがイメージできるような資料があれば、明日にでも持ってきていただければとは思いますが。他に何かございますか。

(質問等なし)

○ 石塚部会長

はい。今のところは、使側の方はゼロベースだということで、労側の方は10円ということですね。使側の方は今のところ0円というところになって、かなりまだ差があります。今日は、いろいろ今皆さんからのご意見やそれから考え方についてご意見を出していただきましたが、いつもそうですけれど、金額を決めていかないといけないということになります。おそらく今日は続けていっても金額の条件に入れるかといったら、なかなか難しいかなという気がします。ただ時間的にかなり逼迫しています。明日が5日ですから、新内委員がおっしゃられたように、10月1日を目標にすると明日がリミットということになる訳ですが、どうしましょう。これ以上、これから議論して、その金額のところをは調整できますでしょうか。

○ 濱上委員

使側は今日の提示は……。

○ 石塚部会長

今日は難しいですかね。それでは、金額の調整は明日からします。いろいろご意見を出されましてけれども、追加のデータで出せるものがあれば準備していただいて、効率的に進めて、明日できれば決めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは今日のところは、一応意見をおっしゃっていただいて、それを踏まえて、労側が10円、使側は0円ということで終わっておきたいと思います。明日ですけれども、できるだけ両方から歩み寄っていただいて、第2回専門部会に臨んでいただければと思います。それでは最後の議題のその他ですけれども、今後の審議につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。よろしいですかね。

(意見等なし)

○ 石塚部会長

はい。それでは最後に事務局の方から何か連絡事項はございますでしょうか。

○ 壺屋賃金室長補佐

次回の部会につきましては、明日8月5日（水）10時からです。会場は本日と同じ第2会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 石塚部会長

はい。どうもありがとうございます。それでは明日10時からということで、この場所をお願いしたいと思います。それでは、最後に本日の議事録署名者を指名いたします。労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いしたいと思います。本日の専門部会は、これで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
